

特約の解約と付加

概要

平成19年10月1日から平成20年7月1日までにご契約された傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約を解約し、無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約を新たに付加することができます。

新たな特約の付加と同時に旧特約を解約する場合であって、特約保険金額に変更がない場合には、新特約のご契約日に旧特約の解約の効力が発生するなどの特則があります。

解約する入院特約 (旧特約)	付加する入院特約 (新特約)	旧特約の解約の 効力発生日	新特約の契約日 (付加可能日)
傷害	無配当傷害	新特約の契約日	申込日に可能
	無配当疾病傷害	旧特約の効力が月ごとの契約応当日まで継続することから、新特約の付加が可能となるのは、旧特約の解約の効力発生日(=応当日)以降となります。	
疾病	無配当傷害		
	無配当疾病傷害		
疾病傷害	無配当傷害	新特約の契約日	申込日に可能
	無配当疾病傷害		

特則

ご契約日

通常の解約の場合、解約通知日以降の月ごとの契約応当日まで解約の効力が発生せず、それまで新特約を付加することができませんが、本特則が適用される場合は、新特約の契約日に旧特約の解約の効力が発生します。

ご契約前の原因で、 特約保険金が 支払われない場合

- ①新特約の責任開始時以後の入院の原因(病気、不慮の事故によるケガ)が、新特約の責任開始時前のものであるときは、新特約による特約保険金のお支払いはありません。
- ②この場合、旧特約の解約通知および新特約の付加のお申込みがなかったものとして、旧特約を復元することができます。ただし、すでに新特約で特約保険金をお支払いしている場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元することができません。
- ③旧特約を復元する場合は、新特約の保険料と旧特約の保険料の差額その他について精算いたします。

* 本特則は、加入年齢が80歳までお取り扱いいたします。

ご注意

このお取扱いは、旧特約の解約と新特約の付加を行うものです。したがって、旧特約については解約時の返戻金をお支払いします。また、新特約の特約保険料は、お申込み時の保険料率、被保険者の年齢、性別などによる額に変更されます。

新特約は手術保険金の支払対象とする手術の範囲を拡大しておりますが、一部、支払倍率の変更(乳房切断術40倍→20倍)などをあわせて行っております。

新特約は、無配当の特約ですので、契約者配当金はありません。

新特約は、特定の場合を除き、被保険者が死亡した場合の返戻金はありません。